

議案第49号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

【制定の理由】

平成23年8月の地方自治法改正により、市町村に対して議会の議決を経て「基本構想」を策定することの義務付けがなくなったが、住民の声を反映した計画的な行政運営を図るために、「総合計画」を引き続き策定し、その根幹である「基本構想」について市民の代表である議会の議決を得ることが必要であるため。

【制定の内容】

議会の議決すべき事件として、総合計画における基本構想の策定、変更又は廃止に関するることを定める。

地方自治法第96条第2項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあっては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

【施行期日】

公布の日

【旧地方自治法第2条第4項と条例（案）】

旧地方自治法第2条第4項【第4次柏原市総合計画策定時】

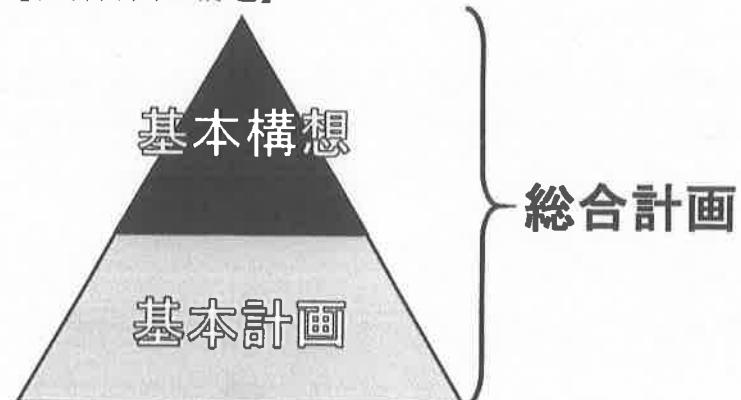
市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。



条例（案）

議会の議決すべき事件は、本市が総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

【総合計画の構造】



議案第50号 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。）及び生活保護法の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【主な改正内容】

別表第2の一部改正を行う。

・別表第2の1の項

主務省令の改正により「児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務」において「身体障害者手帳の交付に関する情報」及び「精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報」が連携できる情報として規定され、本項において「障害者関係情報」を規定する必要がなくなったため、「障害者関係情報」を削る。

・別表第2の2の項及び4の項

生活保護法の改正により進学準備給付金が創設されたため、生活保護法による事務及び生活保護関係情報に「進学準備給付金の支給」を加える。

【施行期日】

公布の日

議案第51号 柏原市手数料条例及び柏原市印鑑条例の一部改正について

【改正の理由】

個人番号カード（マイナンバーカード）を活用したコンビニ交付サービス導入に伴い、関連する柏原市手数料条例及び柏原市印鑑条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

平成31年4月より、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し及び戸籍証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末により交付できるコンビニ交付サービスの導入にあたり、対象となる各種証明書の交付手数料を条例に定める。

コンビニ交付サービスは、個人番号カードを使用して本人であることの確認を行うことができるため、キオスク端末を操作することにより、印鑑登録証明書の交付申請ができること及び申請者本人に限り、窓口でも個人番号カードを提示することにより交付申請を行えることを条例に定める。

【施行期日】

平成31年4月1日

【柏原市手数料条例における一部改正】

改正箇所	左記の条文で規定される証明書	現行の手数料区分 (窓口での交付)	追加する手数料区分 (コンビニ等での交付)
第2条第1号	戸籍の全部事項証明書（謄本） 戸籍の一部事項証明書（抄本）	450円	350円
第8条第2号	住民票の写し	300円	200円
第8条第4号	戸籍の附票の写し	300円	200円
第12条第1号		300円	—
第12条第2号	印鑑登録証明書	—	200円

【柏原市印鑑条例改正における一部改正】

現行	改正後（案）
第9条 <u>登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて市長に申請しなければならない。</u>	第9条 <u>登録者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録証を添えて市長に申請しなければならない。</u>
<説明> 市役所本庁市民課窓口等での印鑑登録証明書の交付申請について規定するもので、交付を受けようとするときは、印鑑登録証の提出が必要である旨を記している。	
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
<説明> 市役所本庁市民課窓口等での印鑑登録証明書の交付申請について規定するもので、個人番号カードを提示することで、交付申請ができる旨を記している。	
(新設)	3 前2項の規定にかかわらず、登録者であつて個人番号カードの交付を受けているものは、キオスク端末（地方公共団体システム機構の使用に係る電子計算機を経由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、必要な操作を行うことにより証明書を交付する機能を有するものをいう。）を操作することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。
<説明> 個人番号カードにより、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を用いて印鑑登録証明書の交付を受けることが出来る旨を記している。	

議案第53号 柏原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3で、適正な処理が困難であると認められるものであって、環境大臣が指定している廃スプリングマットレスの処分について、柏羽藤環境事業組合で適正な処理が困難となってきており、設備の延命化を図るため、外部委託することに伴い改正を行うもの。

【改正内容】

スプリングマットレスの処分に係る臨時手数料を次のとおり改める。

改正前	1枚につき 2,000円
-----	--------------



改正後	幅1,400ミリメートル未満のもの 1枚につき 5,600円
	幅1,400ミリメートル以上のもの 1枚につき 9,300円

(内訳)

区分	①処分委託料	②受益者負担額 ※①の100円 未満切り捨て	③収集運搬手数料 (現行:据え置き)	臨時手数料 (② + ③)
幅1,400ミリメートル未満	3,672円	3,600円	2,000円	5,600円
幅1,400ミリメートル以上	7,344円	7,300円	2,000円	9,300円

【施行期日】

平成31年4月1日

議案第55号 柏原市立堅下北スポーツ広場条例の制定について

【制定の理由】

柏原市立堅下北スポーツ広場の設置に伴い、多くの市民の方にスポーツ・レクリエーションの場として利用していただくことで市民の体力向上と健康増進に資することを目的に設置条例を制定するものです。

【制定内容の概要】

- 柏原市立堅下北スポーツ広場面積及び構成施設 … 総面積 26,691.05m²
 - 内訳 グラウンド 18,190.70m²
 - 多目的広場 3,389.00m²
 - 駐車場等 5,111.35m²

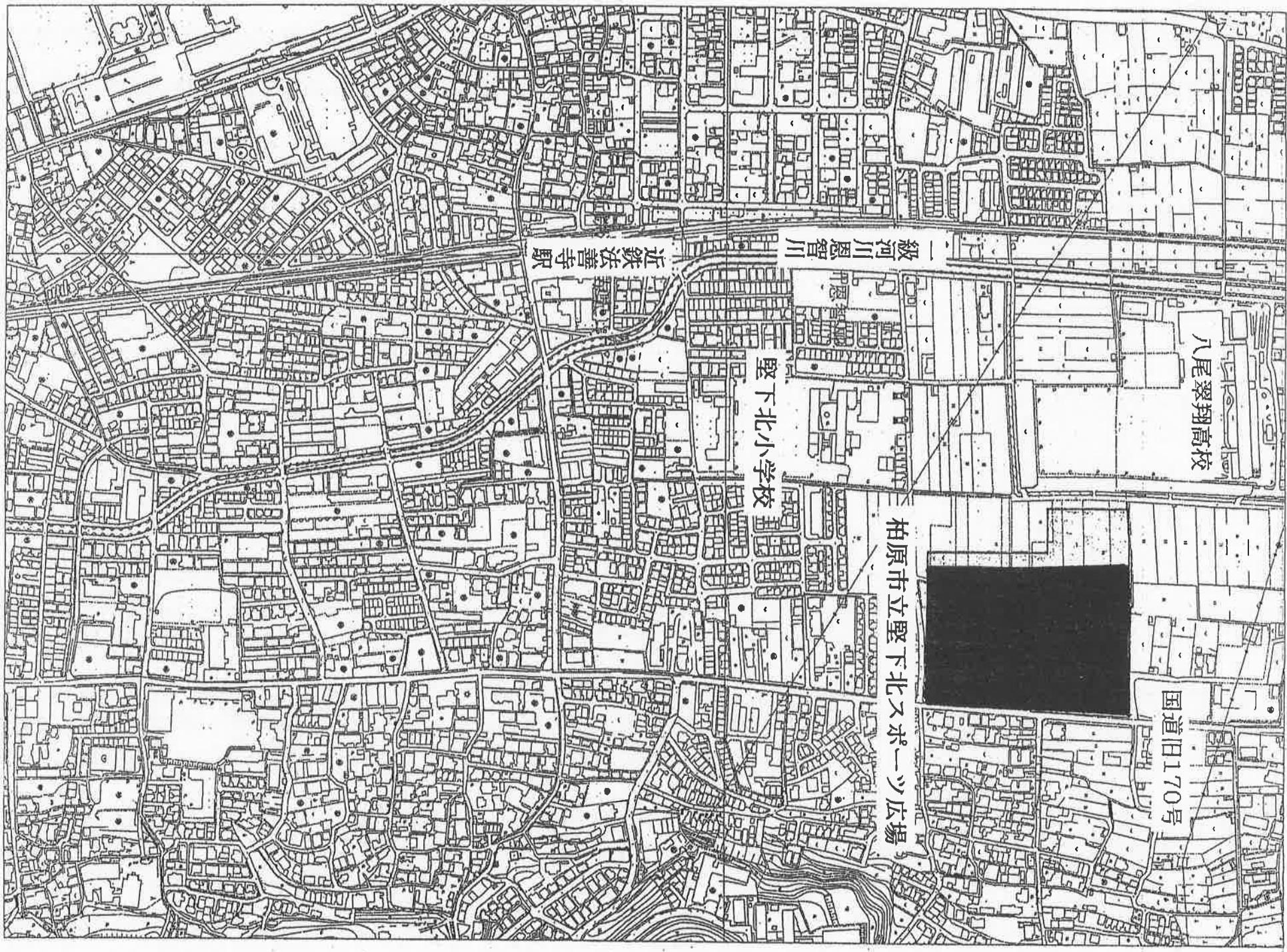
- 管理運営については、教育委員会で行う。

- 開場日及び開場時間 … 1月4日から12月28日まで、午前9時から午後5時まで

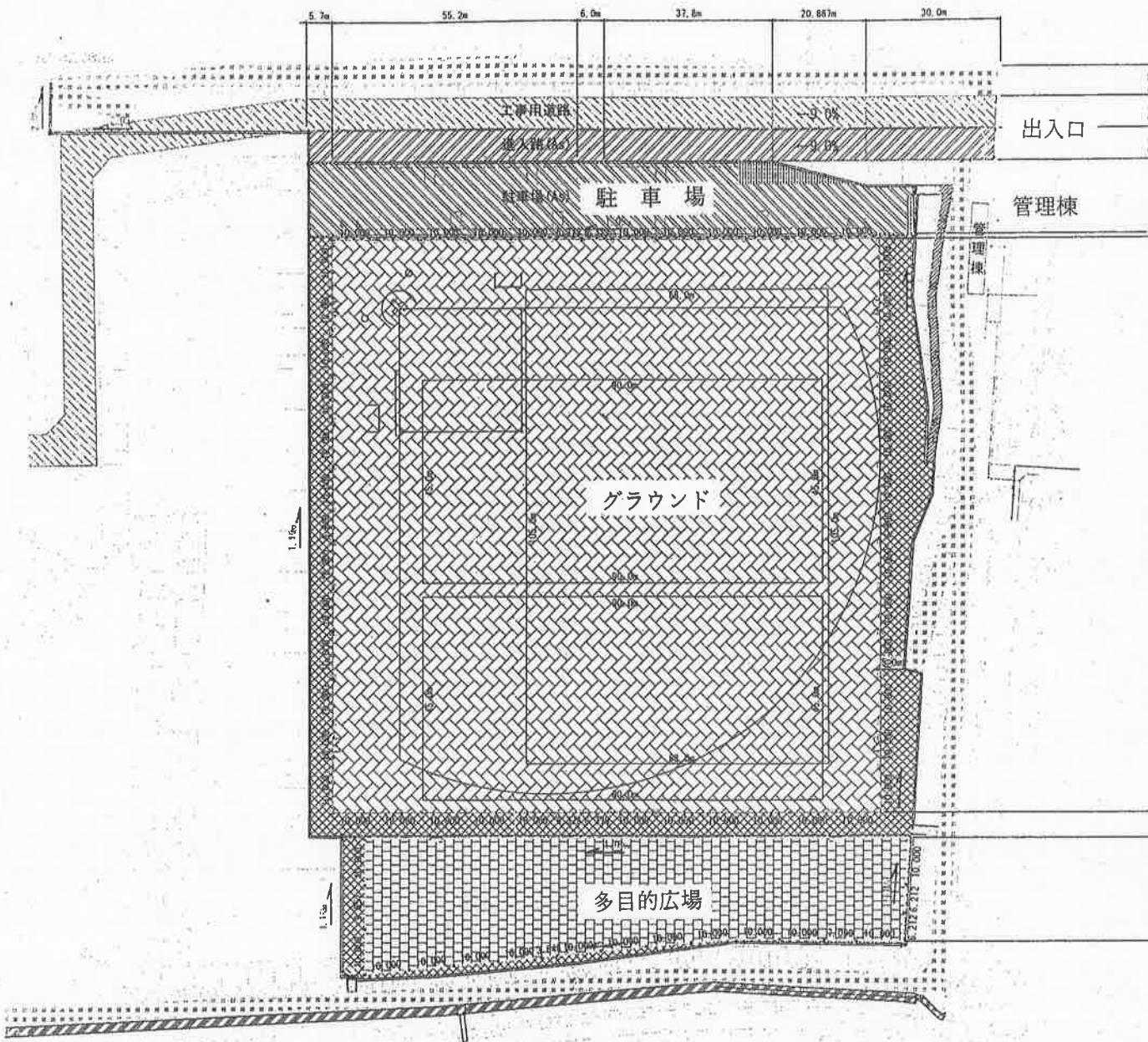
- 使用料 … グラウンド使用料 1時間あたり 市内料金 550円、市外料金 830円
 - 多目的広場 無料

- 【施行期日】 平成31年4月1日

位 置 図



平面圖



凡例

記号	名称	備考
進入路		
駐車場		
駐輪場		
グランド		
多目的広場		
スロープ		
管理用通路		
周囲堤		
工事用道路		
計画水路		
のり面		